

第1章 地域福祉保健計画について

第1節 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画（以下、「計画」）とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を作っていくために、住民、事業者、関係機関（区役所・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働して地域の課題解決に取り組むとともに、身近な支え合いの仕組みづくりを進める計画です。

(1) 計画の必要性

今後、人口減少・少子高齢化は一層進むと見込まれています。さらに、一人暮らし世帯の増加に伴う家族形態の変化や、人々の価値観・生活スタイルの多様化等により、住民同士のつながりが希薄になっていると感じる人が増えています。こうした変化によって、これまで家族や地域で解決していた課題への対応が難しくなっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域の一人ひとりが「つながり」や「支え合い」の意識を持ち、声かけや見守り、ちょっとした手伝いができる地域を作っていくことが大切です。計画を策定することで、地域の現状や課題、今後の方向性を共有することができ、暮らしやすい地域づくりを進めやすくなります。

(2) 法的根拠

【地域福祉計画】

社会福祉法第107条の「地域福祉の推進に関する事項を定める計画」として、市町村に策定が義務付けられている計画

【地域福祉活動計画】

「新・社会福祉協議会基本要項(及び策定指針)」に基づき、地域福祉活動を推進するために、住民や各種施設、団体等が市町村社会福祉協議会と協働して策定する民間の活動・行動計画

横浜市では「**地域福祉保健計画**」として一体的に策定

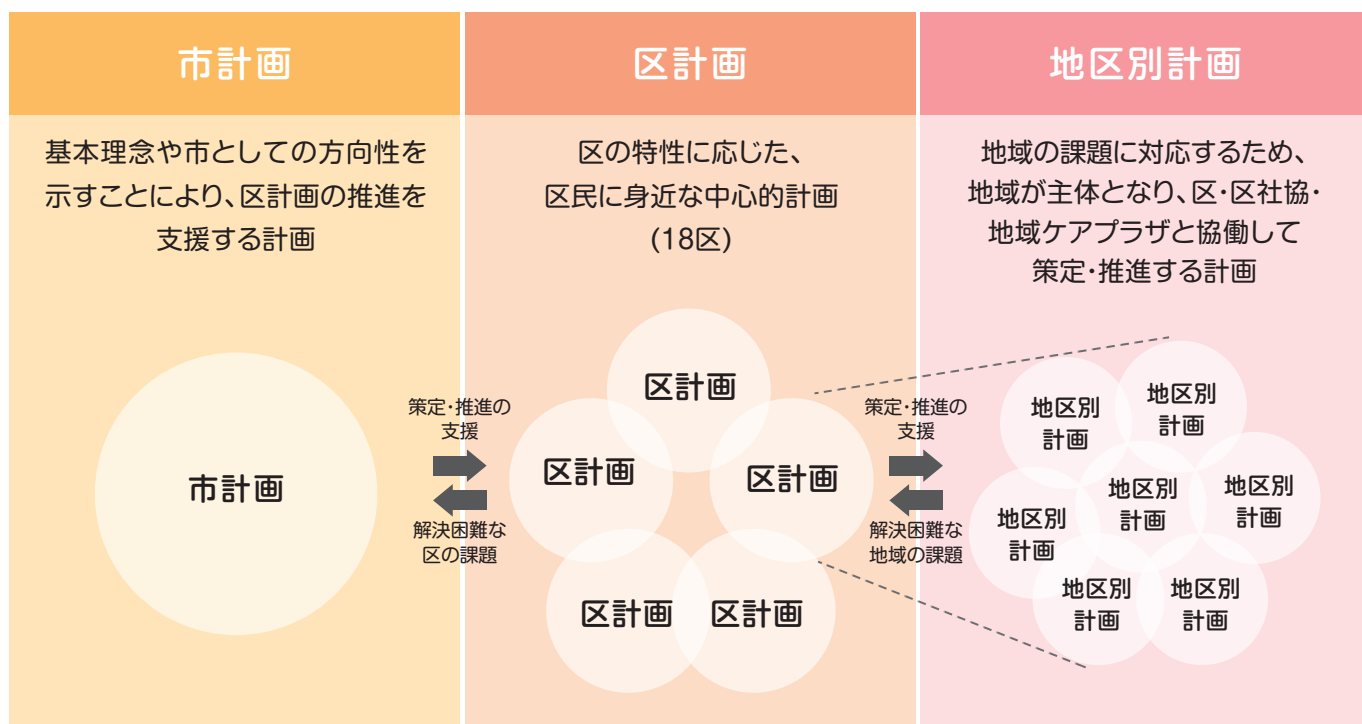
地域福祉保健計画のポイント!!

- ① 地域の皆さんのつながりにより、支え合えるまちを作るための計画です。
- ② めざしたいまちの姿を共有し、力を合わせて取り組むための道しるべです。
- ③ 地域で生活をしたり、仕事をしたり、学校に通っている人など地域に関わりのあるすべての人に関係する計画です。

第2節 横浜市と青葉区の計画

(1) 横浜市の計画構成

横浜市の計画は、「市計画」、「区計画」及び「地区別計画」で構成しています。「区計画」は、18区でそれぞれ策定し、区域全体での課題・ニーズに応じた取組を行っています。「地区別計画」は、より身近な地域の特性に応じた課題に対応するため、連合自治会・町内会（以下、「地区連合」）エリアごとに策定しています。



(2) 横浜市の計画の特徴

- ① 「福祉」と「保健」の取組を一体的に推進しています。
- ② 市内全地区（256 地区）が地区別計画を策定しています。
- ③ 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体化した計画です。



(3) 青葉区の計画構成と期間

青葉区地域福祉保健計画（青葉かがやく生き生きプラン）は、「区計画」と15の地区連合エリアごとに作成している「地区別計画」で構成しています。

第1期計画は平成17年度に策定し、社会情勢や地域の変化に対応するため、第3期以降は5年ごとに見直しています。第5期計画は令和8年度から令和12年度までを計画期間としています。

